

岩手県告示第546号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和8年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 遠野市宮守町達曽部地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年9月1日から令和9年2月26日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量